

電気通信通信番号制度の 見直し案に関する当社意見

2024年8月6日
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社

見直し案に関する当社意見(1/3)

①電気通信番号使用計画の認定の確認

[検討の方向性]

- 現行制度においても、番号を使用する卸電気通信役務の提供を行う際には電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認することが定められているが、具体的な確認の方法は定めがないことから、今般の見直しの際に一元化することが適当ではないか。

[弊社回答:賛成]

- 当社としては、これまでも現行制度に基づき認定状況の確認を実施(下記①、②)しており、確認の具体的方法として、「電気通信番号使用計画認定証」等を確認することについては、追加的な負担が大きいものではないことから、賛同。

構成員限り

見直し案に関する当社意見(2/3)

②番号の提供数の制限

[検討の方向性]

- 短期間で電気通信番号を特殊詐欺に使用する意図を持った事業者が番号を使用できないよう、事業実績を確認し、実績の少ない事業者には大量の番号を提供しないよう制限を設けることが有効でないか。
- 具体的には、事業実績が6ヶ月未満の事業者には提供可能な番号を50番号に制限してはどうか。

[弊社回答:その他]

- 電気通信番号を特殊詐欺に使用する意図を持った電気通信事業者を判断する上で、事業実績(6か月)を用いることは、多くの善良な事業者及びそのエンドユーザに不利益を与えるおそれがあるため、実施は極めて困難。
- 他方、特殊詐欺被害の状況等※を踏まえると、今後は1回線あたり一定の番号数以上の提供については法人契約に限るよう、電話サービスの提供条件を変更することも有効ではないか。

※最近の特殊詐欺利用回線として多いのは、闇バイト等で個人を募り、契約約款等により個人名義で大量の電話番号の契約をさせ、実際には特殊詐欺グループが使用するというもの。一般に、個人契約で大量の番号を利用することは想定されないことから、こうした対応であれば、善良なユーザに不利益を与えるおそれはない一方、一定程度、特殊詐欺利用の抑止に貢献できるものと想定。

見直し案に関する当社意見(3/3)

③本人確認、④当人確認、⑤与信審査、⑥二次卸の禁止

[弊社回答:賛成]

- いずれも前回のWGで総務省よりご説明いただいた考え方に賛同。